

広島県告示第百七十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第二号の規定によつて、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 次の表(イ)欄に掲げる学校において、同表(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校教育法による大学又は高等専門学校	(イ)	(ロ)	(ハ)
	令和元年国土交通省告示第七百四十九号（以下「第七百四十九号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	令和元年国土交通省告示第七百五十号（以下「第七百五十号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十号（以下「第七百五十号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校		第七百四十九号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	〇年
		第七百五十号の第一第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校		第七百五十号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	三年

注 (3)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）

(イ)にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十

三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		二年		
学校教育法による高等学校又は義務教育学校	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		二年		
専修学校	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		二年		
専修学校	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		二年		

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		三年		

校 学校教育法による中 学校又は義務教育学 校	一年	第七百五十号の第一一号又は第二号に規定する科目	二年
	三年	第七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目	二年
	二年	第七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	三年
一年	第七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	四年	

注 (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号。以下「平成十八年改正法」という。）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）前に別表(い)欄に掲げる学校において同表(ろ)欄に掲げる課程（修業年限が同表(は)欄に掲げる年数であるもの）を修めて卒業し、当該課程の区分に応じて同表(に)欄に定める年数に満たない年数しか建築に関する実務の経験を有しない者で、平成十八年改正法の施行の日以後に、同日より前における建築に関する実務の経験年数と同日以後における建築実務の経験年数とを合わせて同欄に掲げる年数以上有することとなるもの

六 平成十八年改正法の施行の日前から引き続き別表(い)欄に掲げる学校において同表(ろ)欄に掲げる課程（修業年限が同表(は)欄に掲げる年数であるもの）に在学する者で、平成十八年改正法の施行の日以後に当該課程を修めて卒業した後、当該課程の区分に応じて同表(に)欄に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日から施行する。

別表

										近畿大学											広島大学	(イ)				
環境学部										工学部	教育学部											工学部	(ロ)			
環境デザイン学科	機械工学科	都市建設工学科	建築工学科	土木工学科(都市工学コース)	土木工学科(建築工学コース)	土木工学科	建築工学科	機械工学科	建築工学科	人間生活系コース	第一類(生産工学課程)	第四類(海洋システム課程)	第四類(輸送機械システム課程)	第四類(エンジニアリングシステム課程)	第四類(海洋構造物工学課程)	第四類(船舶工学課程)	第四類(地域工学課程)	第四類(都市工学課程)	第四類(環境工学課程)	会基盤環境工学課程	第四類(建設・環境系) 社	住環境計画学課程		第四類(建設・環境系) 居	第四類(建設・環境系) 建築工学課程	第四類(建設・環境系) 建築学課程
四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	(ニ)
〇年	二年	一年	〇年	一年	〇年	一年	〇年	二年	〇年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	一年	一年	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	備考

校	広島工業大学高等学	(全日制)	デザイン科	三年	四年	
				三年	四年	
校	広島県立三原工業高等学	(全日制)	機械科	三年	四年	
			建築科	三年	三年	
校	尾道高等学校	(全日制)	機械科	三年	四年	
			造船科	三年	四年	
校	広島県立宮島工業高等学	(全日制)	都市デザイン科	三年	三年	
			土木科	三年	三年	
校	山陽高等学校	(全日制)	建築科	三年	三年	
			機械科	三年	四年	
校	呉港高等学校	(全日制)	工業科(機械コース)	三年	四年	
			機械科	三年	四年	
校	広島市立広島工業高等学校	(定時制)	機械科	三年	四年	
			環境設備科(環境設備コース)	三年	三年	
校	広島県立吉田高等学校	(全日制)	建設技術科	三年	三年	
			建設技術科	四年	三年	
校	広島県立三次青陵高等学校	(全日制)	都市環境科	四年	三年	
			建築科	四年	三年	
校	広島県立宮島工業高等学	(定時制)	建築科	三年	三年	
			地域開発科(農業土木コース)	三年	四年	
校	広島県立本郷工業高等学校	(全日制)	機械科	三年	四年	
			建築科	三年	三年	
校	広島県立三原工業高等学	(全日制)	インテリア科	三年	四年	
			工芸科	三年	四年	
校	尾道高等学校	(定時制)	機械科	四年	四年	
			機械科	三年	四年	
校	広島県立宮島工業高等学	(全日制)	建築科	三年	三年	
			機械科	三年	四年	
校	山陽高等学校	(全日制)	インテリア科	三年	四年	
			機械科	三年	四年	

穴吹情報デザイン専門学校		工業専門課程	建築デザイン学科	二年	〇年	
			建築デザイン科	二年	〇年	有資格者第一回卒業 平成一六年三月
穴吹コンピュータ専門学校		工業専門課程	建築デザイン科	二年	一年	有資格者第一回卒業 平成一一年三月
(社)広島建築共同職業訓練協会広島県建築高等職業訓練校			建築科	三年	三年	
			建築インテリア科	一年	五年	
			建築科	一年	五年	
			住宅リフォーム科	一年	五年	
			建築科	一年	五年	
			住宅リフォーム科	一年	五年	
			建築インテリア科	一年	五年	
			建築科（建築コース）	一年	五年	
			木造建築科	二年	二年	
			鉄筋コンクリート施工科	一年	三年	
			建設科	一年	三年	
			建築インテリア科	一年	三年	
			建築科	一年	三年	
			住宅リフォーム科	一年	三年	
			建築科	一年	三年	
			住宅リフォーム科	一年	三年	
			建築インテリア科	一年	三年	
			建築科（建築コース）	一年	三年	
			機械科	三年	四年	
広島国際学院高等学校	(全日制)					
福山高等技術専門校 尾道教室			建築科	一年	三年	
広島高等技術専門校			建築インテリア科	一年	三年	
呉高等技術専門校			住宅リフォーム科	一年	三年	
福山高等技術専門校			建築科	一年	三年	
三次高等技術専門校			住宅リフォーム科	一年	三年	
			建築科	一年	三年	
			建築インテリア科	一年	三年	
			建設科	一年	三年	
			鉄筋コンクリート施工科	一年	三年	
			木造建築科	二年	二年	
			建築科	一年	三年	
			鉄筋コンクリート施工科	一年	三年	
			建築インテリア科	一年	三年	
			建築科	一年	三年	
			住宅リフォーム科	一年	三年	
			建築インテリア科	一年	三年	
			建築科（建築コース）	一年	三年	

穴吹デザイン専門学校	工業専門課程	インテリアデザイン科	二年	二年	
		建築デザイン科	二年	二年	
		インテリアデザイン学科	二年	二年	
		建築デザイン学科	二年	〇年	
建修技術学校		建築専攻科	二年	一年	
		女子住宅専攻科	二年	一年	
		建築科	一年	二年	
		女子住宅設計科	一年	二年	
広島デジタル専門学校	工業専門課程	建築学科	二年	一年	有資格者第一回卒業平成一二年三月
		建築学科	二年	〇年	有資格者第一回卒業平成一四年三月
専門学校広島工学院 大学校	工業専門課程	建築工学科	二年	一年	有資格者第一回卒業平成三年三月
		建築工学科	二年	〇年	有資格者第一回卒業平成九年三月
		建築環境学科(リフォームデザインコース)	二年	〇年	
		建築環境学科(CAD建築コース)	二年	〇年	
		建築環境学科(建築士コース)	二年	〇年	
		建築工学科(昼間部)	二年	〇年	
		建築工学科(昼夜間部)	二年	一年	
		建築デザイン科	二年	一年	
		製図技術科(建築専攻)	二年	一年	
		製図技術科(建築専攻)	一年	三年	
		建築設計科(建築士コース)	二年	一年	
		建築グラフィック学科	二年	〇年	
広島電子専門学校	工業専門課程	建築工学科	二年	〇年	

広島Y M C A国際ビ ジネス専門学校		工業専門課程		建築設計科		二年	二年	有資格者第 一回生卒業 平成八年三 月
広島Y M C A設計製 図学院		設計製図専門部		建築設計科		二年	〇年	有資格者第 一回生卒業 平成一〇年 三月
福山Y M C A国際ビ ジネス専門学校		工業専門課程		建築デザイン科		二年	一年	
福山職業能力開発短 期大学校				室内造形科		二年	二年	
				インテリア科		二年	二年	